

(公社)沖縄県建築士会が主催する講習会講師等の謝金規程を新設する試案について

新設する試案

公益社団法人沖縄県建築士会 講師等謝金規程

新設理由

- ・(公社)沖縄県建築士会が主催する講習会や講演会、研修会等において講師を依頼する場合はこれまで、過去の事例や他機関の類似する事業の謝金事例などを参考にして、事業毎に設定しておりましたが、令和5年11月14日に実施された沖縄県(建築指導課)による公益法人立入検査後の立入検査結果通知書並びに立入検査における是正改善指導事項(令和6年1月30日通知)で「事業を行う際の講師への報酬(謝金)に関する規程がないまま、報酬の支払い状況があるため、報酬規程を定め、公益目的事業を行う体制を整備すること」との指導をいただいております。なお、沖縄県等からの委託業務によって行う同類の事業については、当該事業によって異なるため、適用外といたします。

メンバーズコメント等の募集

本会の規程の制定新設について、会員の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

令和7年7月9日(水)～令和7年7月25日(金)

2. 意見の提出先等

- ①本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ②電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

- ①ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ②書式は、自由とします。

公益社団法人沖縄県建築士会 講師等謝金規程（試案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県建築士会（以下「本会」という。）が主催する各事業において招へいする講師又は審査員（以下「講師等」という。）に対する講師料又は謝金（以下「謝金等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。ただし、受託事業においては、当該事業で定める基準による。

（謝金等の対象事業）

第2条 謝金等の対象となる事業は、本会が自主的かつ主体的に実施する次の事業とする。

- （1）講演会
- （2）講習会、研修会
- （3）シンポジウム、パネルディスカッション
- （4）設計競技
- （5）その他本会が認めるもの

（謝金等の対象者）

第3条 この規程における謝金等の対象者は次のとおりとする。

- （1）県外講師 本会が県外より招へいする講師等
- （2）県内講師 本会が依頼する県内在住の講師等

（支給区分及び支給額）

第4条 報酬を支給する区分及び支給する額は、次の表のとおりとする。

支給区分		支給額	単位
講演会	県外講師	50,000円／単位	1単位は原則として2時間以内とする。
	県内講師	30,000円／単位	
講習会、研修会	県外講師	30,000円／単位	
	県内講師	6,000円／時間	
シンポジウム、パネルディスカッション	県外講師	10,000円／単位	
	県内講師	10,000円／単位	

2 前項の支給額には、源泉所得税は含まないものとする。

3 第1項の表以外の事業における支給額については、その事業内容と当該表の支給区分とを比較し、類する区分に準じるものとする。

(講師の旅費)

第5条 講師等の旅費は、次のとおりとする。

- (1) 県外講師には、原則として最も合理的な順路によって要する交通費及び宿泊費の実費を支給することとする。
- (2) 県内講師には、旅費を支給しない。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

(その他)

第6条 その他、この規程にない事項については、理事会にて決定する。

附 則

この規程は令和7年 月 日より施行する。